

## 質疑・回答書

告示番号		件 名	上津島公園外遊具改修工事
No	質疑事項		回 答
1	複合遊具は、間接工事費等の項目別対象表における桁等購入費(大型遊具)に該当しますか。		該当します。
2	複合遊具撤去、6連ブランコ撤去、衛星ジャングルジム撤去及び人工芝撤去において処分費を含めた代価となっておりますが、この処分費は間接工事費を計上するうえの処分費等に該当しますか。		間接工事費を算出するうえでの処分費等に該当しません。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076  
 FAX 06-6858-7225  
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp